



法人後見事業を行っています！



法人後見事業とは？

市社協が、法人として民法の規定に基づく成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の業務及びこれらに付随する業務を行うものです。

法人後見は、成年後見制度の利用件数が年々増加する中で、成年後見人等のなり手を確保することにつながるものと期待されています。

市社協の場合、福祉の専門職がチームで、連携、継続した支援を行えることや、培ってきた地域福祉のノウハウやネットワークを活かした多様な支援を行えることが特徴です。

どんな人のどんな支援をするの？

市内にお住まいの方で、認知症、精神障がい又は知的障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うため、市社協が成年後見人等となることにより、財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護します。（家庭裁判所が市社協を成年後見人等として選任したとき）

本人の判断能力に応じて、3つの類型に分かれます

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方（基本的に日常的なことは自分でできるが、一人では難しいことや苦手なことがいくつかあり、それについては他者の援助を必要とする状態）	判断能力が著しく不十分な方（日常的な買い物などはできるが、重要な法律行為（不動産取引、お金の貸し借り、遺産分割協議など）については、他者の援助を必要とする状態）	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

成年後見制度のパンフレットは、法務省民事局のWebサイト(<http://www.moj.go.jp/>)等にも掲載されています。

問い合わせ 市社協地域福祉課 TEL 0776-26-1853

各種相談・交流の場のご案内

中央いきいきサロン

障がいの有無にかかわらず「気軽に・無理なく・楽しく」交流できるサロンです。

日時 毎週金曜日
13時から15時30分

会場 市民福祉会館 ボランティアルームA
(田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ4階)

参加費 1回100円

問い合わせ 市社協 地域福祉課
TEL 0776-26-1853

オープンサロンふらっとベル

買い物のついでに、お友達とおしゃべりに、ちょっとした心配ごとの相談など、お気軽にお立ち寄りください。

開催日 火から木曜日
13時から16時

場所 ショッピングシティ・ベル 2階
(花堂南2丁目16-1)

飲み物 協力金100円以上をお願いします。

問い合わせ 市社協 地域福祉課
TEL 0776-26-1853

福井市ことばの教室

ことばや発達で気になる就学前の児童とその保護者を対象に、言語聴覚士等による相談や継続的な療育を実施しています。

対象者 市内在住のおおむね2才から就学前の児童とその保護者

開設日 月から木曜日 / 9時から17時
第1・第3土曜日 / 9時から12時 予約制

場所 福井市ことばの教室
(田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ2階)

申込方法 市健康管理センター
(TEL 0776-28-1256)
又は通園先のこども園にご相談ください。
(相談は無料)

問い合わせ 市社協 総務企画課
TEL 0776-26-1853

※いきいきサロンとふらっとベルは、新型コロナウイルス感染拡大状況によって休止する場合があります。